# 加古川市中小企業融資対策委員会公開要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、加古川市中小企業融資対策委員会(以下「委員会」という。)の会議の公開 に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

- 第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長 がその会議に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。
  - (1)会議において、加古川市情報公開条例(平成10年条例第27号)第5条各号に定める不開 示情報に該当する情報について審議等を行うとき。
  - (2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められるとき。

### (会議開催の周知)

- 第3条 会議の開催にあたっては、公開、非公開にかかわらず、原則として開催日前に一定の方法 により、周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りで ない。
- 2 周知する内容は、会議の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。

## (公開の方法等)

- 第4条 会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により行うものとする。
- 2 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、委員長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

### (傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会場の広さ等を勘案し、委員長が会議の都度定める。

### (傍聴の手続)

- 第6条 傍聴を希望する者は、会議開催予定時刻の30分前までに、受付に申し出なければならない。
- 2 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、受付順で抽選により傍聴人を決定する。

# (傍聴できない者)

- 第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。
  - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者。
  - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
  - (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
  - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。
  - (7) 酒気を帯びていると認められる者。

- (8) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと疑うに足りる顕著な事情が認められる者。
- 2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、事務局員をして前項第1号から第5号までに 規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項に規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

## (傍聴人の遵守事項)

- 第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - (1)会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 私語、歓声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。
  - (5)飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) 写真撮影、録画又は録音をしないこと。
  - (7) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
  - (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

## (傍聴人への指示)

第9条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に 指示させることができる。

### (違反に対する措置)

- 第 10 条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員長は当該傍聴人に対して必要な措置を 命ずることができる。
- 2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長はその者に対して会場からの退場を命ずることができる。

# (報道関係者の取扱い)

第11条 報道関係者については、第5条及び第6条の規定は適用しない。

## (その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成29年1月27日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。